

## 令和2年度 大分地方最低賃金審議会運営小委員会

1 日時 令和2年8月19日(水)午後1時30分～

2 場所 ソフィアプラザビル 2階会議室  
(大分市東春日町17番19号)

3 出席委員(敬称略)

公益代表:城戸 照子(委員長)、清水 立茂、松隈 久昭

労働者代表:石本 健二、稲福 史、塩月 裕市

使用者代表:飯田 聡一、中島 英司、藤野 久信

大分労働局:岡本 労働基準部長、幡手 賃金室長、金丸 室長補佐

4 議 題

- (1) 特定最低賃金参考人意見聴取について
- (2) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- (3) その他

5 議事要旨

運営小委員会において特定最低賃金に係る参考人意見聴取を行い、特定最低賃金改正の必要性の有無を審議した。

(1) 特定最低賃金参考人意見聴取について

ア 「非鉄金属製造業」、「各種商品小売業」、「自動車(新車)小売業」の各1社に使用者側参考人として出席を依頼して意見を聴取した。

イ 「鉄鋼業」、「電気機械器具等製造業」、「自動車・同付属品製造業、船舶製造・修理等製造業」の各1社に使用者側として「特定最低賃金関係労使意見概要書」の提出を依頼して、事務局が概要書の内容を紹介した。

ウ 各委員からは、正社員・パート社員・再雇用社員等の従業員の構成、労働者の求人・採用状況、採用時の賃金水準・最下層の賃金額、離職・人材確保・業務委託状況、特定最低賃金が改正されることとなった場合の意見等についての質問があった。

(2) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

ア 「改正の必要性の有無」に対して、労側委員からは、すべての業種について必要性ありとの説明があり、使側委員からは、各種商品小売業は、

産業別の改正の必要性はないものとの見解が示された。

イ 協議方式について

公労使が別室に分かれ、労使が個別に公益と協議し、金額審議を進めていき、その後全員が集まり意見集約する方法とした。

ウ 協議結果

使用者側委員から、各種商品小売業は、平成29年以降から必要性なしと判断されていること、各種商品小売業を取り巻く情勢に変化がなく、むしろコロナ禍で経営環境は厳しくなっていると考えられることから改正の必要性はなしとの意見が出された。

これ以上審議を重ねても、各種商品小売業については全会一致で必要性ありとの結論を導く意見はでないと思われることから、部会長から、本年度の特定最低賃金の改正については、各種商品小売業を除く5業種について、必要性有りする旨の提案があり、この結論を全会一致で確認した。

運営小委員会で審議した結果を「大分地方最低賃金審議会運営小委員会報告」にまとめ、本審議会へ提出することとなった。

(2) その他

今後の審議会の開催予定等について説明を行った。